

大深度地下使用制度をめぐる状況

～大深度地下使用制度の概要～

～他圏域における制度利用状況～

平成20年6月20日

国土交通省 都市・地域整備局
大都市圏整備課 大深度地下利用企画室

1. 大深度地下使用制度の概要

○ 法の目的(第1条)

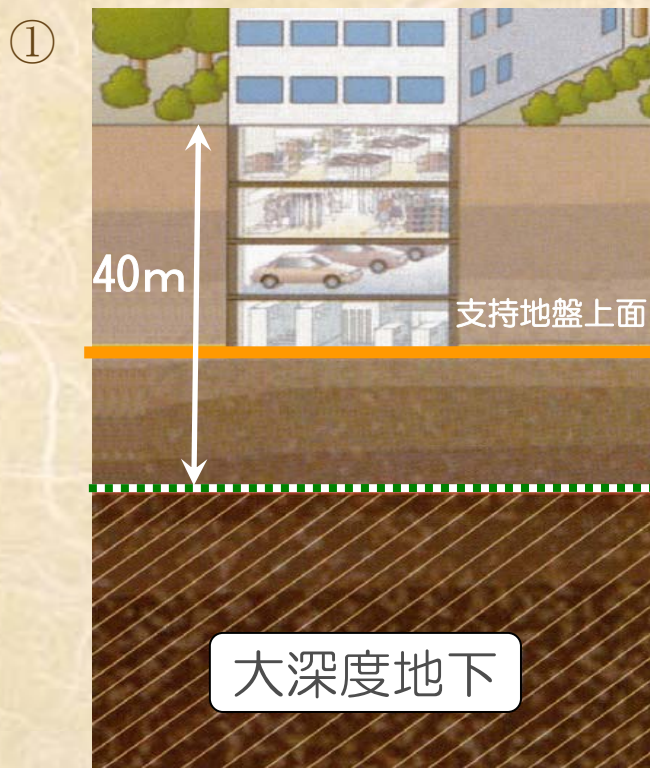
公共の利益となる一定の事業に係る大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図る。

○ 大深度地下の定義(第2条)

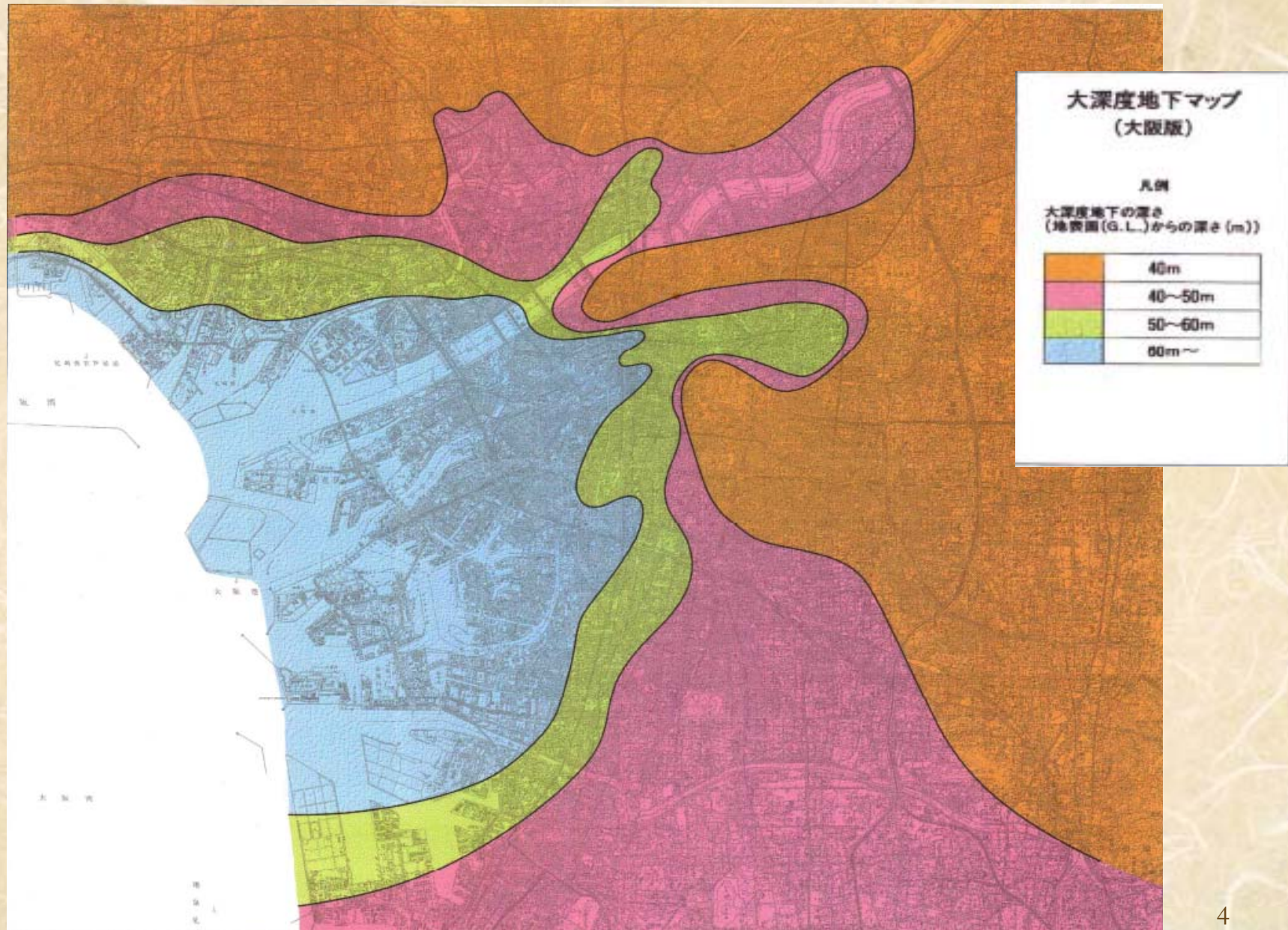
①または②のいずれか深い方の深さ以深の地下

① 地下室の建設のための利用が通常行われない深さ
(地下40m以深)

② 建築物の基礎杭の設置のための利用が通常行われない深さ(支持地盤上面から10m以深)



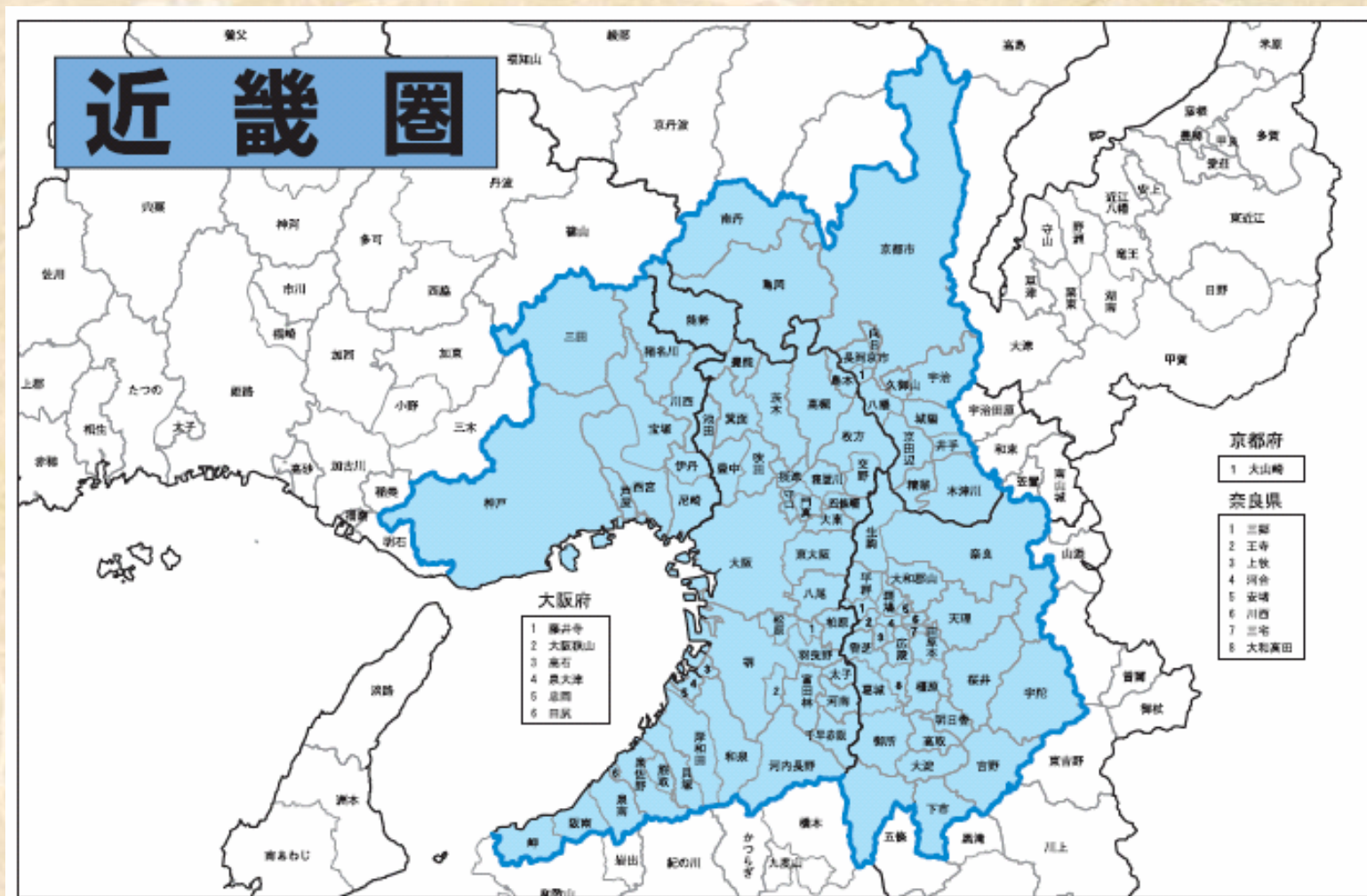
(参考) 大深度地下マップ



○ 対象地域及び対象事業

- 対象地域(第3条、施行令別表第一)
首都圏、近畿圏、中部圏の三大都市圏
- 対象事業(第4条)
道路、河川、鉄道、通信、ライフライン等
公共の利益となる事業

(参考)



H19. 12. 1現在

○ 大深度地下の適正かつ合理的な利用の確保

(1) 大深度地下使用基本方針の策定

(第6条)

(2) 大深度地下使用協議会の設置

(第7条)

(3) 事前の事業間調整

(第12条)

○ 使用認可権者(第11条)

(1) 国土交通大臣

- ① 複数の都道府県にわたる広域的な事業
- ② 国又は都道府県が事業者となる事業

(2) 都道府県知事

(上記以外の場合)

○ 補償手続(第37条)

大深度地下は、通常、補償すべき損失が発生しない空間と考えられている。

⇒ 事前補償なしで使用権を設定

ただし、

- ・ 補償すべき具体的な損失がある場合には1年以内に事業者に対して請求
- ・ 井戸等の既存物件に対しては事前補償

○ 大深度地下使用法のメリット

- (1) 公共の利益となる事業を円滑に実施
- (2) 理想的なルート設定が可能
- (3) 防災、騒音・振動の減少、景観保護
- (4) ライフライン等の安全性の向上

○ 大深度地下の使用の認可の主な手続きの流れ

大深度地下使用
基本方針

(閣議決定)

大深度地下使用協議会

(適用対象地域ごとに設置)

事前の事業間調整

(事業の共同化等)

国・県が実施する事業
広域的な事業 等

その他の事業

使用の認可の申請

事業所管大臣

都道府県知事

国土交通大臣

申請書の公告・縦覧、利害関係人の意見書提出、
説明会の開催、関係行政機関の意見の聴取等

審査

使用の認可

井戸等があるときは
補償して明渡

具体的な損失があるときは1年
以内に補償を請求できる

2. 他圏域における制度利用状況

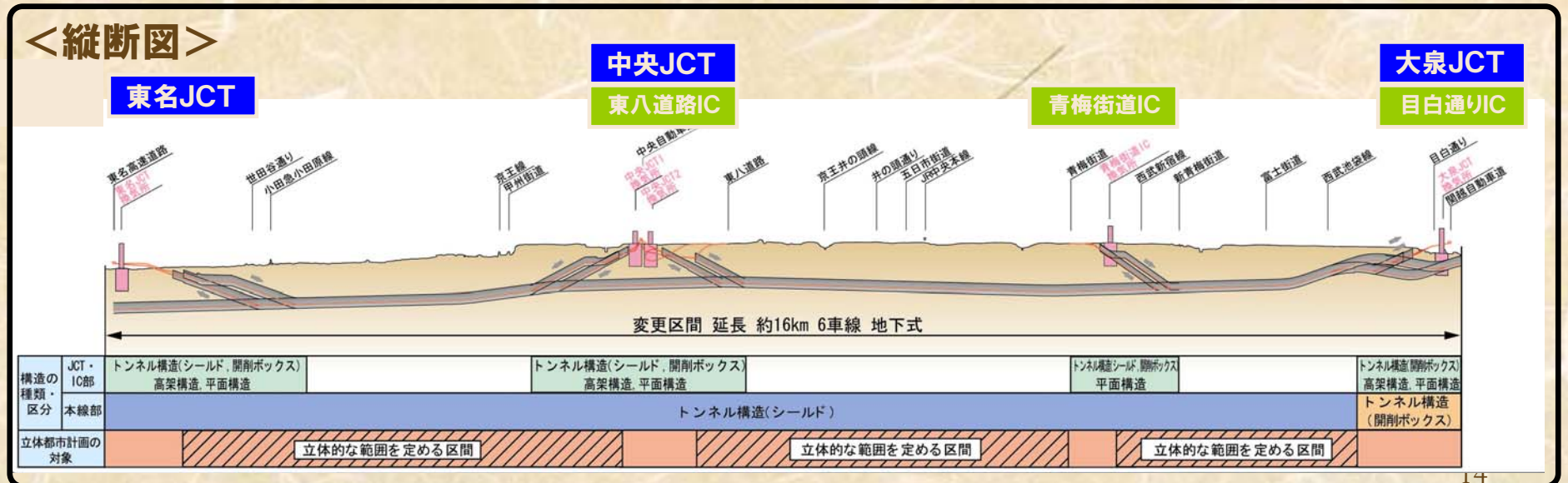
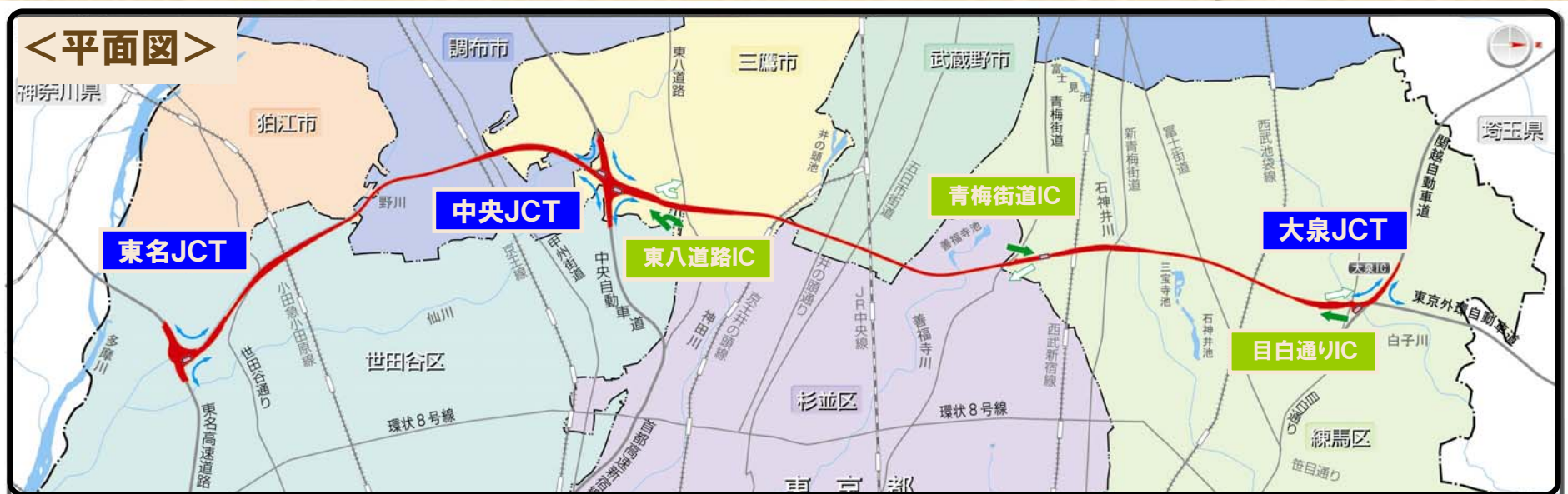
～東京外かく環状道路～



○ 外環(東名高速～関越道間)の経緯

昭和41年 7月	都市計画決定(高架方式)
昭和45年10月	建設大臣がいわゆる凍結発言
平成13年 4月	地下構造とした場合の「計画のたたき台」公表
平成15年 3月	大深度地下の活用等の「方針」公表
平成17年 9月	計画の具体化に向けた「考え方」公表
平成17年10月	「計画概念図」公表
平成18年 6月	地下方式へ変更する都市計画案の公告・縦覧
平成19年1~2月	大深度法に基づく「事前の事業間調整」を実施
平成19年 4月	地下化する都市計画(変更)が決定
平成19年12月	国土開発幹線自動車道建設会議で基本計画の決定

○ 外環(東名高速～関越道間)の計画概要



○ 事業間調整について

■ 事業間調整とは

- ・ 事業間調整は、事業者が使用認可申請をしようとする際、事前に、事業の種類、事業計画の概要、概ねの事業区域等を記載した事業概要書を作成・公表し、他の事業者から事業の共同化、事業区域の調整等の申し出があった場合に、当該事業（者）間での調整を行うもの。

■ 事業間調整の対象となる事業

- ・ 法第4条に掲げる「公共の利益となる事業」(：大深度法の対象事業者)
(鉄道、河川、道路、電気、ガス、通信、上下水道等の事業者)

■ 事業間調整を行う場

- ・ 法第7条に基づき設置されている大深度地下使用協議会における調整
- ・ 事業者同士の当事者間での調整

外環事業に係る事業間調整手続きの主な流れ

平成19年1月26日(金)

①事業概要書の送付 (法 § 12-I)
事業者 (関東地方整備局) → 事業所管大臣 (国土交通大臣)

④事業概要書の受理・写しの送付 (法 § 12-III)
国土交通大臣 → 首都圏大深度地下使用協議会構成員

⑤協議会構成員の所管する事業者等への周知措置
(法 § 12-IV)
首都圏大深度地下使用協議会構成員 → 所管事業者等
(事業所管の国の行政機関のみ)
【具体的な周知方法の例】
●個別通知、説明会の開催 等

(1/31(水))

事業概要書に係る会議の開催
(首都圏大深度地下使用協議会幹事会)
幹事会代表幹事 (関東地方整備局建政部長)

1月26日(金)

②事業概要書の公告 (法 § 12-II)
事業者 (関東地方整備局)

【公告の方法】
●官報掲載
●東京都及び関係区市での掲示

★公告の日から30日間(1/26(金)~2/26(月))

③事業概要書の縦覧 (法 § 12-II)
事業者 (関東地方整備局)
【縦覧の場所】
●東京外かく環状道路調査事務所
●関係区市

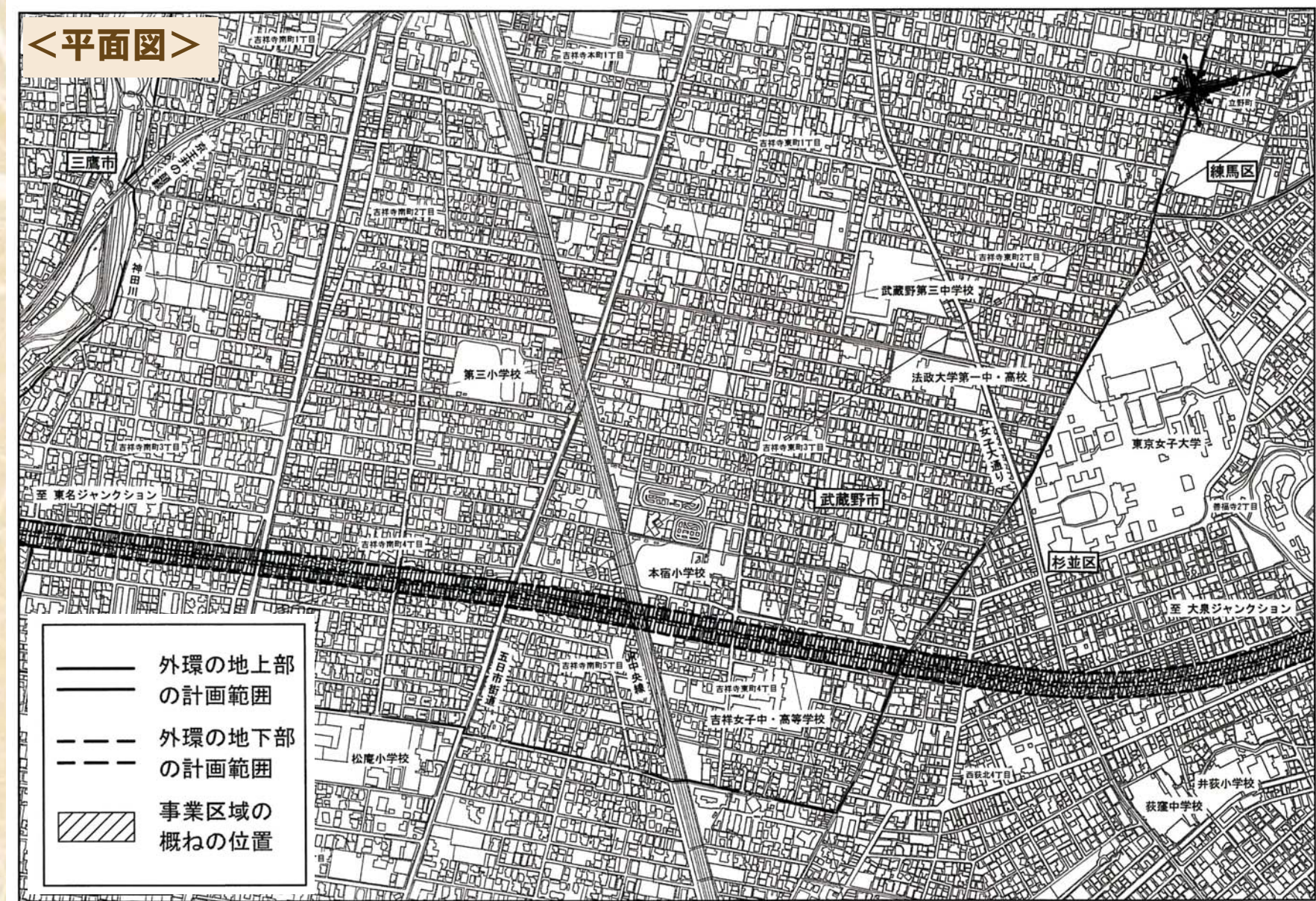
事業者間における調整 (調整の申出があった場合)
(法 § 12-II)

首都圏大深度地下使用協議会の開催
協議会議長 (関東地方整備局長)

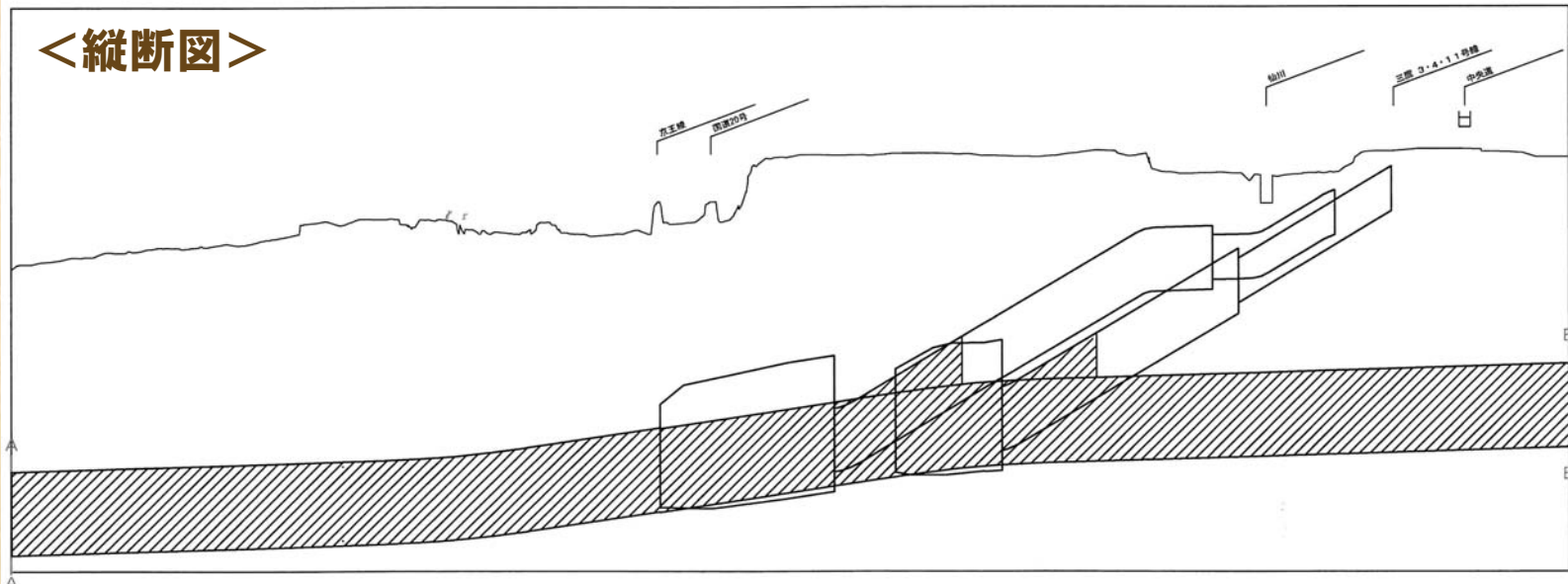
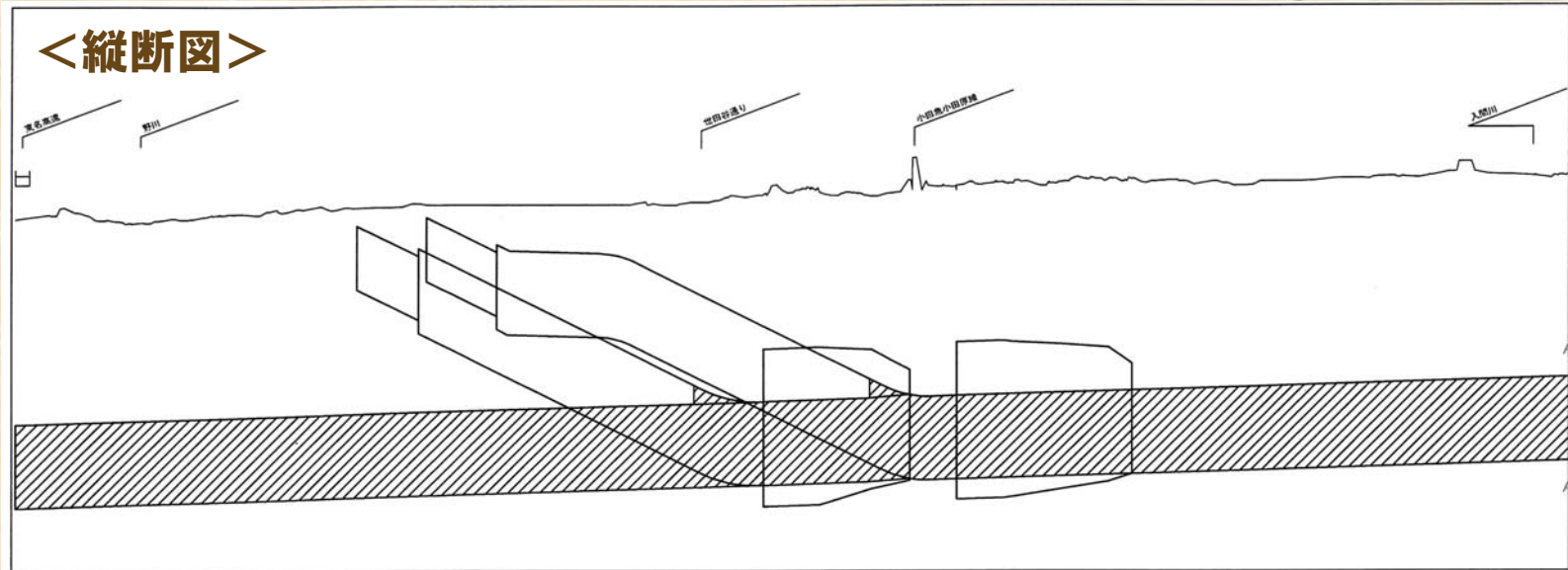
○ 外環(東名高速～関越道間)の計画概要

延 長	約16km
幅 員	40m～93m
道路の区分	第2種第1級(自動車専用道路)
車 線 数	6車線(本線部)
設 計 速 度	80km/時(本線部)
計 画 交 通 量	7. 2万台/日～9. 8万台/日 (供用開始時点を想定した平成32年の予測) 9. 7万台/日～10. 9万台/日 (幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した状態を 想定した平成42年の予測)
最小曲線半径	645m(本線部)
最急縦断勾配	4%(本線部)
出 入 口	3箇所
換 気 所	5箇所
構 造 形 式	地下式

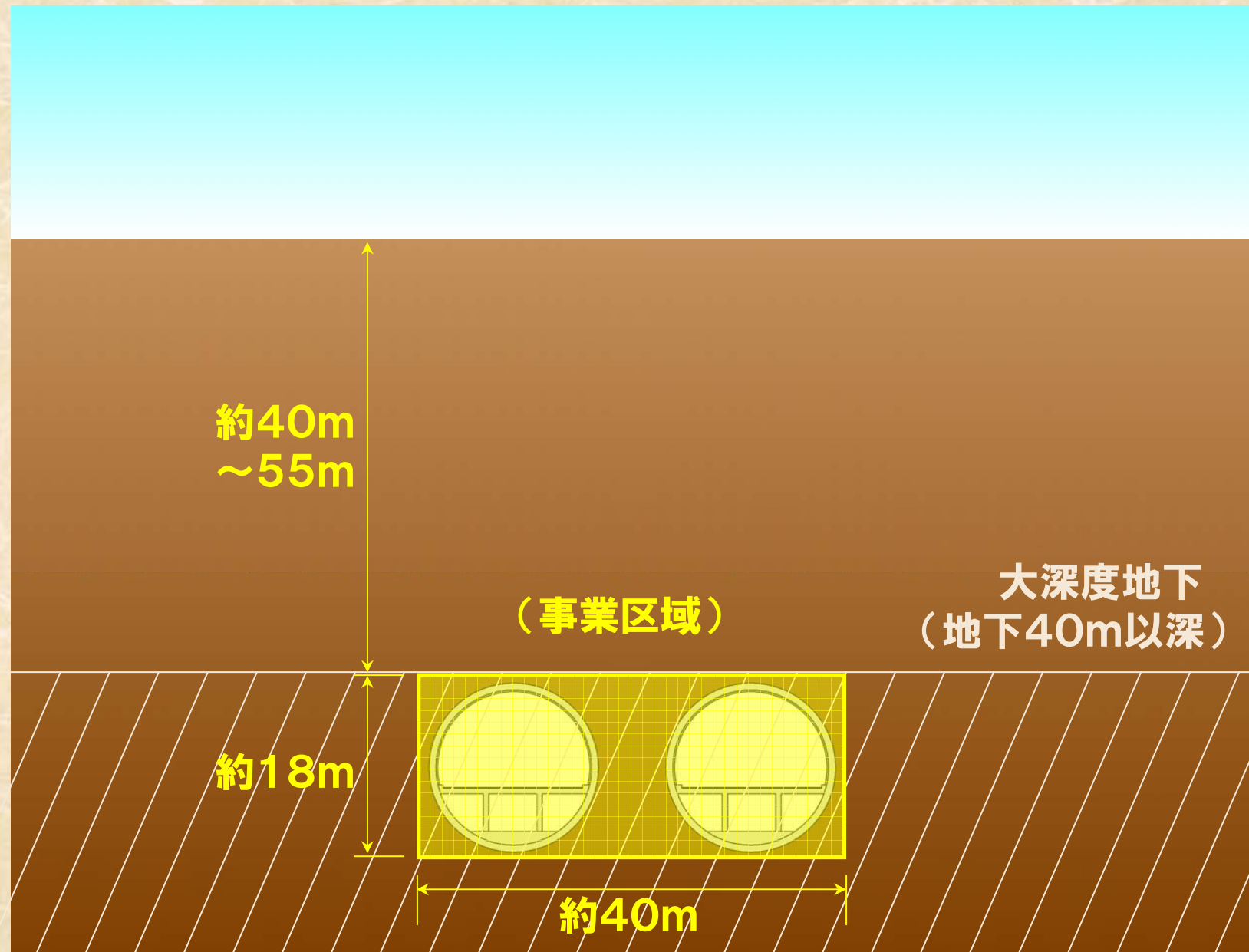
○ 外環の概ねの事業区域(使用権を設定する区域)



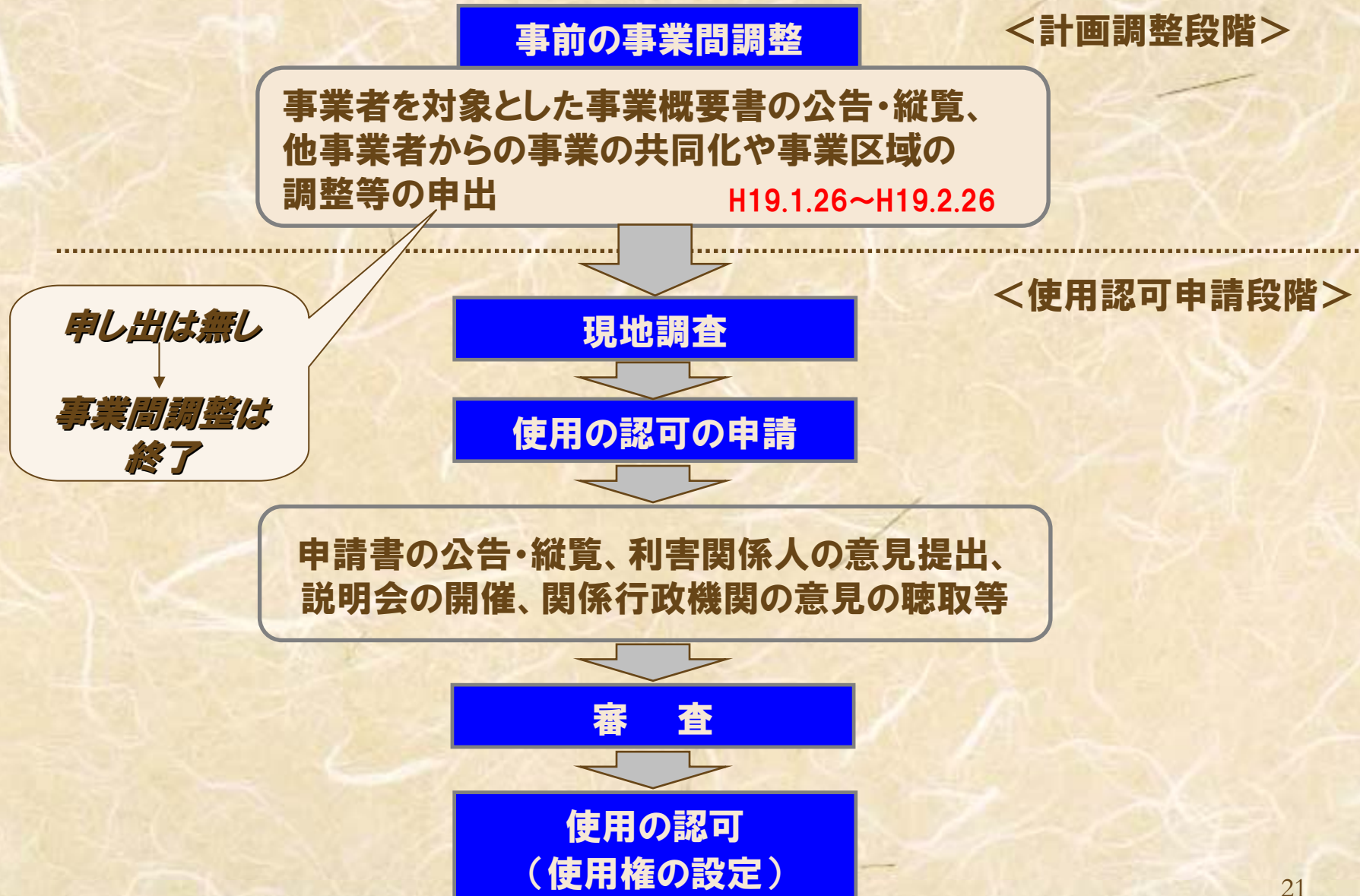
○ 外環の概ねの事業区域(使用権を設定する区域)



○ 外環の概ねの事業区域(使用権を設定する区域)



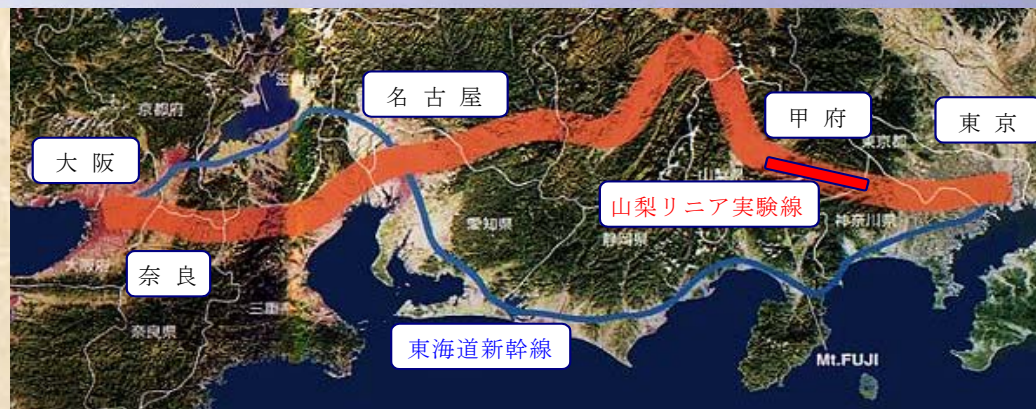
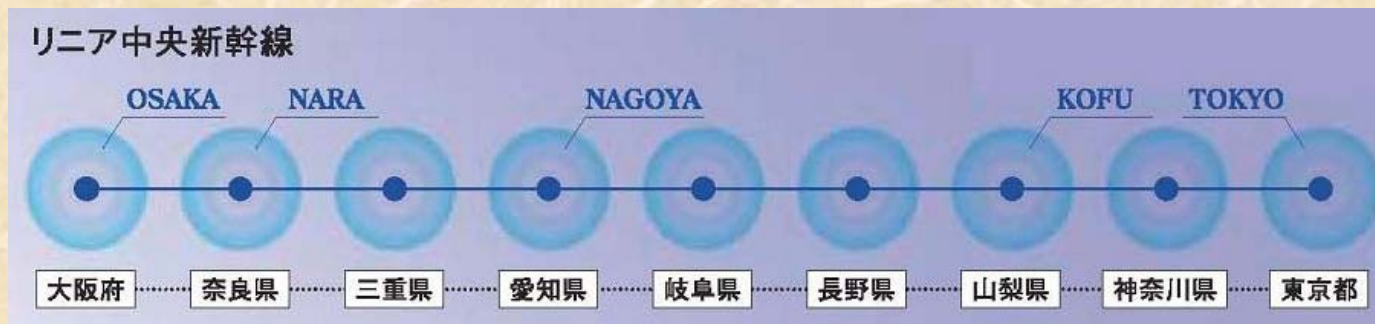
○ 外環の大深度法手続きの流れ



～リニア中央エクスプレス～

大都市地域で建設する際、地下鉄のように道路下などの公共用地の地下を利用するの建設は困難

→ 大深度地下の利用が必要



リニア中央エクスプレス建設促進期成同盟会パンフレット
(H20年版、H19年版)より引用

○ 大深度地下利用についての要請等

・リニア議連合同総会における決議（H20.6.4）

「・・・中央リニア調査については、大深度地下利用に伴う防災計画・・・等について今年度中にまとめ、・・・」

・リニア中央エクスプレス建設促進期成同盟
総会 要望書（H20.6.4）

「大都市圏におけるリニア中央新幹線の建設が円滑に進められるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進に取り組むこと。」

お問い合わせ先



国土交通省

国土交通省 都市・地域整備局 大都市圏整備課 大深度地下利用企画室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

T e l : 03-5253-8111 (代表)

F a x : 03-5253-1587

E-mail : daisei@mlit.go.jp

国土交通省大深度地下利用関係情報ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/crd/daisindo/index.html>